学校教育法等の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

第三十六条に次の一項を加える。	い。 3 理事会は、理事の中から理事長一人を選定しなければならな 項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。	第三十六条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一三 理事長の選定及び解職	二 理事の職務の執行の監督 - 学校治人の美発幸ぞの決気	2 理事会は、次に掲げる職務を行う。	第三十六条第二項を次のように改める。	に従う。	第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定(学校法人と役員との関係)	第三十五条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。	のように改正する。	第三条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次	修正後	○私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)(第三条関係)
第三十六条に次の一項を加える。					〔新設〕	に従う。	第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定(学校法人と役員との関係)	第三十五条の次に次の一条を加える。	のように改正する。	第三条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次	修 正 前	(傍線部分は修正部分)

7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決

に加わることができない。

\bigcirc
沖縄
科学
子 技
術
大
字贮
学院大兴
学
学
(学学園法(
$\widehat{\mathbb{T}}$
平成一
二 十
$\overline{}$
年
法
律第
和 七
七十
六
号)
附
附則
附則第十九条関
十
へ 条
関
係)

(傍線部分は修正部分)

改める。 改める。 立号」に、「又は財産」を「若しくは財産又は理事の業務執行」に 京六条中「第三十七条第三項第四号」を「第三十七条第三項第	[略]
〔新設〕	条第三項」を「同条第四項」に改める。第五条中「第三十六条第四項」を「第三十六条第五項」に、「同
十六号)の一部を次のように改正する。 第十九条 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七	十六号)の一部を次のように改正する。 第十九条 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七
修正前	修正後

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する修正案新旧対照表

〇私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)(第三条関係)(抄)

(傍線部分は改正部分、網掛部分は修正部分)

3 理事会は、理事の中から理事長一人を選 三 理事長の選定及び解職	2 理事会は、次に掲げる職務を行う。		[略]	〔削る〕	第三十五条 〔略〕	修正後
〔新設〕	の職務の執行を監督する。 理事会は、学校法人の業務を決し、理事) (i	】 十 学 ジャープ	ころこより、理事長となる。 理事のうち一人は、寄附行為の定めると	第三十五条 〔略〕 (役員)	政 府 案
3 6 [略]	の職務の執行を監督する。 理事会は、学校法人の業務を決し、理事	•		ころこより、理事長となる。2の理事のうち一人は、寄附行為の定めると	第三十五条 〔略〕 (役員)	現行





〔新設〕

\bigcirc 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年七月十日号外法律第七十六号)(附則第十九条関係)(抄)

	告しなければならない。	
閣総理大臣に報告しなければならない。	実があることについて、内閣総理大臣に報	
当該行為又は事実があることについて、内	学大臣に報告するときは、当該行為又は事	
ることを文部科学大臣に報告するときは、	違反する重大な事実があることを文部科	
くは寄附行為に違反する重大な事実があ	不正の行為又は法令若しくは寄附行為に	
又は財産に関し不正の行為又は法令若し	若しくは財産又は理事の業務執行に関し	
条第三項第四号の規定により、学園の業務	条第三項第五号の規定により、学園の業務	
第六条 学園の監事は、私立学校法第三十七	第六条 学園の監事は、私立学校法第三十七	[略]
(監事の職務の特例)	(監事の職務の特例)	
とあるのは、「議長」とする。		とあるのは、「議長」とする。
規定の適用については、同項中「理事長」		規定の適用については、同項中「理事長」
場合において、学園に関する同条第三項の		場合において、学園に関する同条第四項の
理事会の議長に充てることができる。この		理事会の議長に充てることができる。この
ところにより、理事長以外の理事をもって		ところにより、理事長以外の理事をもって
項の規定にかかわらず、寄附行為で定める		項の規定にかかわらず、寄附行為で定める
第五条 学園は、私立学校法第三十六条第四	[略]	第五条 学園は、私立学校法第三十六条第五
(理事会の運営の特例)		(理事会の運営の特例)
現行	政府案	修正後
(傍線部分は改正部分、網掛部分は修正部分)		